

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和4年8月22日（月）
会議時間	午前11時14分 ～ 午前11時59分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 岡村 芳樹 [副委員長] 中村 孝治 [委員] 齋藤 寛之, 木崎 俊行, 山本 英司, 川口 絵未, 藤崎 良次, 平野 裕子, 久野 妙子  [オブザーバー] 議長 高木 大輔
欠席委員等	なし
委員外委員	敷根 文裕
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子 [書記] 飯野 明、秋葉 昌輝
協議事項	(1) 通信費に係る政務活動費の取り扱いについて (2) タブレット端末の取り扱い基準について

【決定事項】

- (1) 通信費に係る政務活動費の取り扱いについては次年度より按分率を導入する。
- (2) 次回開催日と協議内容について

次回の委員会開催日は9月30日（金）とし、タブレット端末の取り扱い基準について引き続き協議する。

通信費に係る政務活動費の取り扱いについて

【主な意見】

- 昨今の情勢を見て、議員としての活動で使う分は按分（4分の1）で請求してもいいのではないか。
  - 家での通信費については、これまでも各議員が利用しており、政務活動で利用してもコストアップにはならないのだから、政務活動費で負担する必要はない。
  - 全国的に、様々な判例もあるが、議員の仕事として認められているものは、按分としてしっかりと請求していいのではないか。また、これまで全額を請求していたものを按分とするのであれば、その他通信費等についても見直していくべきではないか。
  - 現在、会派で政務活動費として利用していないので、今後も政務活動費の利用は必要ない。
  - 一般質問などで、調べる際に使用するもので、按分でいいのではないか。
  - 必要な部分は按分してしっかりと請求できるようにすることが議員活動を保障することになると思う。
- ⇒ 我々議員の活動として大切なことは、市民に対して説明責任をしっかりと果たすことだと思う。議員活動において認められている費用については、削減、縮小することではなく、ルールを決めて活用し説明責任を果たしていく、また見直していくことも大切ではないか。
- ⇒ 過去の判例、他市の状況から導入率が非常に高い、按分率4分の1（25%）であれば、一切の説明ができ妥当ではないか。

⇒その上で、政務活動費として使用するかどうかはそれぞれの判断。請求できる権利としては残すべき。

【その他の意見】

■ポケットWi-Fiの扱いは。

⇒議員の判断で請求していただきたい。政務活動でしか使用していないのであれば100%請求、そうでないのならば4分の1請求。

■会派室のWi-Fiの扱いは。

⇒タブレットを公務として使用するための整備はする。タブレット以外の機器は接続できない。各会派で設置しているWi-Fiについては按分率の適用はしない方向。

タブレット端末の取り扱い基準について

【事務局説明】

他市の市議会を参考にして使用基準案を示した。「厳守事項」や「禁止事項」が重要になると理解しているが、示した案の中で過不足などがなければ協議いただきたい。

⇒会派に持ち帰り協議した上で、次の会議で議論いただきたい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 岡村 芳樹